

大和郡山市高齢者運転免許自主返納促進支援事業

自動車等運転免許証を自主返納され、「運転経歴証明書」と「申請による運転免許の取消通知書」の発行を受けられた満65歳以上の市民のみなさんに大和郡山市商工会登録加盟店「市内共通商品券」を交付しております。

◆交付の対象となる人

平成27年4月1日以後に自動車等運転免許証を自主返納し、「運転経歴証明書」と「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受けた次の①、②いずれにも該当する人

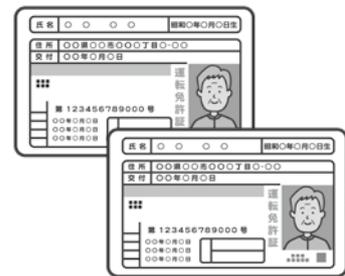
- ①免許返納時と商品券交付申請時に市内に住所を有し、現に居住している満65歳以上の人
- ②過去にバス回数券及び商品券の交付を受けていない人

◆交付する商品券

使用範囲＝大和郡山市商工会登録加盟店

交付額＝一人あたり5,000円分(1,000円分5枚)

使用できる人＝交付をうけた本人に限る



◆交付申請の手続き

申請受付日時＝土・日曜・祝日・年末年始を除く、8時30分～17時

申請場所＝市民安全課(市役所2階210番窓口)

持参するもの＝運転経歴証明書・申請による運転免許の取消通知書(コピー不可、確認後に返却します)・印鑑(認印)

※やむをえず代理人が手続きをする場合は、上記のもののほか

- ・委任状…①委任する人(本人)の住所・名前、②委任される人(代理人)の住所・名前を記入して、本人の捺印をしてください。
- ・委任される人の証明書類(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)
- ・委任される人の印鑑(認印)を持参してください。

問合せ＝市民安全課 交通対策係(内線625)

野焼きは禁止されています！

廃棄物の野焼きは法律で禁止されています。(違反すると罰則があります。)

地面で直接焼却する場合だけでなく、ドラム缶や法律で定められた基準を満たさない焼却炉での焼却行為も、野焼きにあたります。

野焼き禁止の例外規定とされた行為などであっても、周囲に迷惑のかからぬよう煙やにおい、灰の飛散などに対する注意が必要です。

※農業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却(例えば、焼き畑、稲わら・もみ殻・あぜ草等の焼却など)や風俗慣習上または宗教上の行事のために必要な焼却(どんと焼き、塔婆の供養焼却など)は、例外規定とされています。周りに迷惑がかからないようできるだけ最小限にとどめるようお願いいたします。

◆ごみは燃やさずに！

- ・家庭から出た燃えるごみは、燃えるごみの収集日に出すか、直接清掃センターに持ち込んでください。
- ・家庭の庭木や草等は、清掃センターに直接持ち込むか、自治会単位での申し込みにより収集を行っています。
- ・産業廃棄物(例：建築廃材等)は、専門の処理業者に依頼してください。

問合せ＝【野焼きに関する事】環境政策課(内線571・572)、
【ごみに関する事】清掃センター(☎53-3463)